

品川区新総合庁舎整備管理支援等業務委託（その1）
簡易型プロポーザル方式（公募型）に係る外部有識者からの意見聴取要領

1 目的

品川区新総合庁舎整備管理支援等業務委託（その1）（以下、本業務とする。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、評価の公平性、透明性を確保するため、外部有識者から技術提案に係る意見を聴取する。

2 外部有識者

- (1) 外部有識者5名程度
- (2) 任期

本業務の委託契約が締結されるまでの期間とする。

3 外部有識者の役割

次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 応募者の技術提案の内容に関すること
- (2) その他候補者の審査に関すること

4 外部有識者の責務

- (1) 外部有識者は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。
- (2) 外部有識者は、直接間接を問わず委託業務に係る事業者の技術提案に参画してはならない。
- (3) 外部有識者は、意見聴取等で知り得た情報を公表してはならない。任期以後も同様とする。ただし、公表した情報については、この限りではない。

5 事務

意見聴取に関する事務は、総務部新庁舎整備課において処理する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、所管課の長が定める。

附則

この要領は、令和5年2月3日から施行し、当該業務の契約の締結をもってその効力を失う。